

御所市選挙区選挙長告示第五号

平成二十七年四月十二日執行の奈良県議会議員選挙の御所市選挙区については、候補者が一人であつて、当該選挙区の選挙すべき定数を超えないので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年四月三日

奈良県議会議員選挙

御所市選挙区選挙長 山本保幸